

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 14 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和48年7月から同年12月まで
③ 昭和49年1月から50年12月まで

申立期間①について、私は、勤めていた会社を昭和44年12月に退職して45年1月から、厚生年金保険が適用されていない職場で働き始め、しばらくして市役所で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付した。申立期間①である最初の3か月だけ未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、私は、勤めていた店を昭和48年12月末で退職するまで、それ以前の納付済期間と同じように国民年金保険料を納付していたので未納とされていることに納得がいかない。

申立期間③について、私は、この期間は職場を転々としていた時期で国民年金保険料の納付について確かな記憶は無いが、昭和51年1月から52年11月までの納付記録があるので、同じ勤務状況である申立期間③についても納付しているはずだ。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が勤務していたとする店の主人（既に死亡）の妻は、申立人が昭和48年12月末まで同店に勤務していたと供述している。また、申立人は、店に来た集金人に国民年金保険料を納付したとしているところ、当時、申立人が勤務した店は市及び納付組織の集金人による集金地区内に所在していたことが確認できることから、45年4月から48年6月までの納付記録がある申立人が、引き続き勤務していた申立期間②だけを未納とする周辺事情はうかがえない。

なお、申立人に係る昭和47年4月から48年3月までの保険料の納付記録は、当初、未納とされていたが、申立人が所持する保険料領収書等により平成21年7月14日に納付済みに記録訂正されていることから、直近で納付方法も同じ申立期間②についても、行政の記録管理に瑕疵^{かし}があった可能性も考えられる。

さらに、申立期間②は、6か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和45年7月か8月ごろと推定され、この時点では、申立期間①の保険料は、過年度保険料となるところ、申立人は、市役所で国民年金に加入した際、さかのぼって保険料を納付したと供述しているが、当時、市が収納できるのは現年度の保険料であり過年度分の収納はできなかったことから、申立人の供述と異なる。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「この期間は職場を転々としていた時期で保険料の納付について確かな記憶は無いが、同じ勤務状況だったのに、なぜ、昭和51年1月から実家に帰った52年11月までの納付記録があるのかが不思議であるため申立てをした。」と供述しているところ、申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳から、申立人は、昭和51年1月から52年3月までの保険料を53年4月21日に、52年4月から53年3月までの保険料を53年6月24日にさかのぼって納付していることが確認できる。

しかし、このさかのぼって納付した53年4月の時点では、50年12月以前の保険料は、時効により納付することができない期間である。

また、申立期間③について、申立人の記憶はあいまいであり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和37年4月から平成4年8月までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が欠落していた。同じ会社の支店を異動しただけなのに、加入記録が無いのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、A社に継続して勤務（昭和45年10月21日に同社C支店から同社B支社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和45年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る保険料について「納入したと推測できるが、証明資料は無い。」としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 5 月 1 日まで

私は、平成 14 年 4 月 1 日から 16 年 5 月 1 日まで A 社に勤務していたが、ねんきん定期便で、15 年 4 月から 16 年 4 月までの期間の標準報酬月額と厚生年金保険料が実際の金額と違っていることに気がついた。

会社からは何も説明を受けていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、20万円とされていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成 16 年 2 月 9 日付けで、申立人を含む 6 人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、15 万円に記録訂正されていることが確認できる。

一方、申立人から提出された申立期間の給与明細表を見ると、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料は訂正前の標準報酬月額に見合う金額であったことが確認できる。

また、年金事務所が保管する申立ての事業所に係る滞納処分表で、当該遡及訂正により、滞納保険料額との相殺が行われていることが確認できることから、事業主は、保険料滞納額を減額処理するために標準報酬月額をさかのぼって引き下げたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 16 年 2 月 9 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額については有効な記録処理があったとは認められない。このため、当該遡及訂正の結果として

記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和31年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年5月30日から同年7月20日まで
社会保険事務所（当時）に私の年金記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が欠落していた。

昭和30年1月5日にA社B支社D総局に入社し、同年4月1日付けで正社員となり、32年5月に退職するまで途切れることなく勤務していたので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚（昭和30年3月1日から31年7月20日まではA社B支社、31年7月20日から35年12月26日まではE社で厚生年金保険被保険者記録あり。）は、申立人が申立期間においてもA社B支社D総局に引き続き正社員として勤務していたと供述していることから判断して、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時、A社B支社において、総務部長を務めていた同僚によると、昭和31年当時、D総局はB支社の管轄であり、D総局の勤務者の給与、社会保険料等の控除等の事務はB支社において行い、社員の厚生年金保険料も自身が社会保険事務所で納付しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

さらに、オンライン記録により、前記同僚二人は、いずれもA社B支社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和31年7月20日に資格を喪失し、同

日にC社において資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和31年4月のオンライン記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月25日から31年1月18日まで

私は、「ねんきん特別便」を見てA社B工場の厚生年金保険被保険者期間である昭和25年7月25日から31年1月18日までの被保険者記録が欠落していることに気付いた。

社会保険事務所(当時)に問い合わせたところ、この期間は脱退手当金を受給しているので、厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答であった。

私は、脱退手当金の請求手続きをしたこともなければ受給したこともないので、脱退手当金が受給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和47年10月に再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が無く、申立期間後にC社D製作所に勤務した際の厚生年金保険被保険者番号は申立期間と同一であり、申立人が当該事業所に対し、申立期間である厚生年金保険被保険者期間があることを自ら伝えたものと考えられることから、この時点において申立人は申立期間を被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難い。

また、戸籍謄本によれば、申立人は、昭和31年1月*日に婚姻し、E姓からF姓に改姓しているが、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、同年3月16日に名(GからHに変更)と生年月日(昭和8年*月*日から9年*月*日に変更)の変更が行われているものの、姓の変更が行われておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年2月1日まで

私は、昭和19年1月にA社（現在は、B社）C支店 に入社後、20年4月にD専門学校（夜間部）に入学し、入学後も昼間は引き続き同社に勤務していた。また、入学したものの、当時は戦時下のため授業は行われておらず、終戦後の21年1月によりやうく授業が開始される旨の通知があったが、その時には夜間部は無くなり、授業は昼間行われるようになるとのことであったので、同社を退社した。

しかし、厚生年金保険の記録では、同社での被保険者資格喪失日が昭和20年4月1日となっており、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立事業所での厚生年金保険の加入記録がある同僚は、申立人が同社に勤務している途中で専門学校に入学し、その後も引き続き勤務していたことを覚えているとしていることなどから、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の名前は確認できるものの、資格取得日及び資格喪失日の記載が無い上、被保険者名簿は資格取得日の順に健康保険番号が付されるのが通常であるところ、健康保険番号はオンライン記録により確認した資格取得日の順となっていないほか、事業所名が昭和26年5月に申立事業所の事業を継承したB社とな

っているなど不自然な記述が見られる。このことについて、社会保険事務所(当時)は、現存するE市の事業所に係る申立期間当時の被保険者名簿のほとんどは、戦災により焼失したか、20年9月の台風による水害により滅失・毀損したため、21年から34年ごろにかけて事業所照会等に基づいて再製したものであるとしている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、オンライン記録と同じく昭和20年4月1日に被保険者資格を喪失した記録となっているが、当該資格喪失日は、いったん23年4月1日と記載されていたものが二重線で消し込みされ、20年4月1日に訂正されていることが確認できる一方で、「戦災により被保険者名簿焼失せるため昭和19年10月以前不照会」との記述が見られることから、当該被保険者台帳についても、完全なものであるとは判断することはできず、事業主が申立人の資格喪失日を20年4月1日として社会保険事務所に届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年2月1日に被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、申立人の申立事業所における被保険者資格の喪失日は、同日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月から41年3月まで

国民年金制度ができるころ、A市の職員と名のる40代の女性が、A市にあった自分の店に加入勧奨に来たので、その場ですぐに加入した。その女性職員が3か月ごとに集金に来たので欠かさず納付したのに、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、国民手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和41年4月ごろに連番で払い出されたものと推測され、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳により、いずれも、同年4月1日に資格取得していることが確認でき、同月以降の国民年金保険料については、夫婦は、それぞれの60歳到達時まで、未納無く納付しており、申立人の供述と一致している。

なお、夫婦の被保険者台帳をみると、いずれも、昭和36年4月及び同年5月の保険料を第3回特例納付期間（昭和53年7月1日から55年6月30日まで）に特例納付した記録があるとともに、資格取得日が36年4月1日に訂正されているが、当該訂正は特例納付による保険料納付に合わせ行われたものと推測される。

これらのことから、夫婦に手帳記号番号が払い出された昭和41年4月時点では、申立期間は未加入期間であるため保険料を納付できず、さらに、仮に当初の夫婦の資格取得日が手帳記号番号の払出時期と同時期に訂正されたとしても、申立期間のうち、36年6月から38年12月までの保険料は、時効により納付できない上、納付可能であった39年1月から41年3月の保険料については、過年度保険料となるため集金人には納付できず、また、資格取得日が

36年4月1日に訂正されたと推定される第3回特例納付期間の時点では、申立期間の保険料は特例納付により納付可能であったものの、申立人にはこの時期に未納の保険料を一括して特例納付したとの記憶は無い。

さらに、申立期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで
② 昭和48年4月から50年3月まで

私は、短期大学在学時に居住していたA市と卒業後在住していたB市では国民年金保険料を払った覚えは無いが、その後、C市に在住していたころ、手帳に印紙を貼られ、ハンコを押してもらったこと、国道沿いのD社の社宅付近にあった郵便局でまとめて払い込んだこと、昭和50年4月に共済組合に加入する前に未納の督促が来て、まとめて払ったことの記憶があり、少ない給与の中から保険料を納付した。自分の性格からして、この時期に督促状が来れば保険料は納付している。申立期間が未納になっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和47年12月19日ごろに払い出されたものと推測でき、C市の住民票により、申立人が同月5日に同市に転入していることが確認できることから、申立人は、この時期に国民年金の加入手続をし、「手帳に印紙を貼られ、ハンコを押してもらった覚えがある。」とする申立人の記憶は、納付済みである昭和47年度の国民年金保険料を現年度納付した時期のものと推測される。

しかし、申立期間①及び②について、申立人は断片的な記憶により納付したと主張するが、それぞれの申立期間の保険料について、その納付時期、納付方法、納付金額などの記憶はあいまいで、具体的な供述は得られない。

また、申立期間①については、申立人の手帳記号番号の払出時期からみて、

過年度保険料として納付することとなるが、申立人には、納付時期、納付金額及び納付書についての記憶は無い。

さらに、申立期間②については、申立人は昭和 48 年 2 月から C 市外の事業所に勤務した後、再度、C 市内の事業所に勤務しているが、申立人は住所変更の процедуруをした記憶は無いとしていることから、C 市外に転出した際に、納付書が届かなくなり、再度、C 市に転入後も住所変更手續をしなかったことから、そのまま、納付書が送付されなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和59年9月から平成元年3月まで
私の母名義の預金通帳に、昭和59年12月から61年3月までの間に6回、国民年金保険料が引き落とされていることが記録されている。
当時、母は、父の被扶養者で、第三号被保険者であったため、母自身は保険料を納める必要はなく、この通帳に記録されている保険料は、私のものであると思われる。
母は、既に亡くなっているが、弟の保険料を含め、保険料はすべて母が納付していたので、申立期間が未加入となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の母名義の預金通帳により、昭和59年12月から61年3月までの間に6回、国民年金保険料が引き落とされていることが確認できる。

しかし、国民年金の第三号被保険者制度は、昭和61年4月に創設されており、申立人の母は、50年1月に国民年金に任意加入し、第三号被保険者となる直前の61年3月まで、定額保険料及び付加保険料をすべて納付しており、同通帳から引き落とされている保険料額は、その時期の定額保険料と付加保険料の一人分の合計額と一致している上、61年4月以降については引き落としの記録が無いことから、当該通帳に記録されている保険料については、申立人の母の保険料納付分であると推認できる。

また、申立人については、国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料の納付等に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする母は既に死亡しており、当時の状況を聴取することができず不明であり、ほかに、申立人が、申立

期間に国民年金に加入し、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から62年6月まで

私は、昭和57年9月に婚姻し、その際、夫は会社を退職したため、夫が国民年金の加入手続をしたが、私もそのころに加入手続を行った。その後、私は、会社に就職するまでは、専業主婦だったので、国民年金保険料は夫の分と一緒に金融機関で毎月納付してきたのに、夫の保険料は納付済みで私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の国民年金保険料の納付記録が確認できる申立期間の一部である昭和60年4月から62年6月までは、申立人の夫は、毎月、期限内に納付していることが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、第3号被保険者の届出をした62年9月ごろと推定され、その時に、婚姻時の57年9月にさかのぼって被保険者資格を取得したと推定され、申立期間のうち、57年9月から60年7月までは、時効により保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、58か月と長期間であり、申立期間以外に申立人及びその夫が、同日に保険料を納付していることが確認できるのは、平成5年8月から同年12月までの保険料を7年1月26日に過年度納付している一度のみである。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 13 年 3 月 26 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低くなっている。当時の私の給与振込口座の取引明細があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与振込口座の取引明細により、申立期間について、申立ての事業所から申立人に対し、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額の給与が振り込まれていることが確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立ての事業所の平成 11 年 8 月当時の申立人を含む被保険者 27 人の標準報酬月額は、いずれも同年 8 月から 13 年 2 月まで 11 万 8,000 円となっていることが確認できる。12 年 11 月の時点で、11 年 8 月から同年 10 月までの申立人の標準報酬月額については、同年 7 月の標準報酬月額と同じ 36 万円に訂正され、他の被保険者についてもそれぞれ同様に訂正されていることが確認できる。

また、申立ての事業所は「当時は、会社の経営状態がよくなかった。」としており、申立人及び同僚は、「当時、会社から、厚生年金保険料を引き下げるので、自己負担額も減り、給与が増えるとの説明があった。」と供述している。

さらに、申立ての事業所の同僚から提出された申立期間に係る給与明細書に記載された保険料控除額を基に標準報酬月額を算出したところ、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても、オンラインに記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月から30年10月ごろまで

父は、申立期間について、A市B町にあったC社（現在は、D社）で資材を運搬する運転手として勤務していた。

小学校の夏休みに兄と一緒に資材を荷台からおろす仕事を手伝ったことを絵日記に書き、担任の先生から表彰されたことがあり、父がC社で勤務していたのを明確に記憶している。また、父は、当時、E病院でかなりの期間、治療を受けていたので健康保険証を持っていたと考えられる。

申立期間について、父の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、調査をお願いする。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の商業登記簿及び事業主の供述により、申立期間当時、その事務所がA市B町にあり、資材を運搬する業務を行っていたことが確認できることから、申立人が申立ての事業所の業務に関与していたことは推認できる。

しかし、申立ての事業所の申立期間当時の会計担当者は、「当時、申立ての事業所に運転手は在籍していたが、申立人の名前は記憶に無く、他に会社専属で資材を運搬する個人事業主が7人ぐらいいた。会社では個人事業主については厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立期間当時、申立ての事業所に勤務していた別の従業員3人も、「申立期間当時、申立ての事業所に運転手は在籍していたが、申立人の名前は記憶に無い。」と供述している。

また、申立人の子は、「父は、申立ての事業所に入社する前は、資材運送業

を営業していた。父が申立ての事業所で資材の運搬に使っていた車は、自家所有であったと思う。」と供述しており、申立人は、申立期間当時、申立ての事業所で資材を運搬する個人事業主であった可能性があるとして推測される。

さらに、申立ての事業所は、「申立期間当時の社会保険や人事・賃金等に関する書類は、残っていない。元社員から聞いた話では、当時、車は3台で運転手は3人在籍していたが、その中に申立人の名前は無く、また、運搬の請負業者としてF社がいたとのことである。」と回答しているが、申立期間当時、申立ての事業所で運転手だったとする3人は所在不明のため聴取できず、申立人の勤務実態に係る供述は得られず、F社についてオンライン記録を確認したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年4月1日であり、申立期間には適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間を含む昭和26年7月から31年4月までの健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間前後にG社H工場及びI社での厚生年金保険加入記録は確認できるが、申立ての事業所での厚生年金保険加入記録は確認できない。

その上、申立人が、健康保険証を使用し、通院したことがあるとされるE病院は、既に廃院しており、事実確認はできず、このほかに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1174 (事案 576 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 16 日から 43 年 10 月 25 日まで

私は、昭和 41 年 11 月 5 日から 44 年 1 月 16 日まで A 社に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

記録が切れているのは、会社が何か悪いことをしたのではないか、また、社会保険事務所(当時)は、自分の A 社での年金記録を別会社の記録にしていたこともあり、自分の年金記録を消して、保険料を横領したのではないかと思うので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 厚生年金保険加入期間を含めて申立人の雇用保険被保険者記録は無く、申立期間における在籍が確認できないこと、ii) 申立ての事業所の当時の関係者に聴取しても、申立人の申立期間における勤務状況や保険料控除について具体的な供述は得られないこと、iii) 申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間については、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は同僚 3 人の名前を挙げているが、1 人は既に死亡し、1 人の所在は不明であり、所在が判明した 1 人については家族から高齢のため聴取困難との回答があり、供述は得られない。

また、上記 3 人以外で申立期間当時、申立ての事業所に在籍していた従業員から聴取したところ、「申立人は、社長の妻の弟で、時期ははっきり分からないが、時々、工事の材料を軽トラックで現場へ運んできていた。しかし、従業員だったかどうかは自分には分からない。」と供述している。

さらに、申立人の申立ての事業所での厚生年金保険加入記録が、別会社での記録とされたのは、社会保険事務所が申立人のオンライン記録を統合する際に、誤って別会社の事業所整理番号を入力したためであり、行政の事務処理に不備があったことは認められるものの、申立期間が未加入とされていることとの関連は無いと考えられる。

その上、申立ての事業所の被保険者原票を精査したが、申立期間当時、申立人と同時期に被保険者資格を喪失・再取得した者はおらず、事業主等が組織的に従業員の資格を喪失させた事情はうかがえず、申立人の同原票の資格取得・喪失等の記載にも不自然な点は無く、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる新たな事実は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 14 日から 42 年 5 月 1 日まで
私は、申立期間に、A社B工場内のC社で働いていた。この期間の厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間前の昭和 40 年 3 月 5 日から 41 年 9 月 14 日まではD事業所で、申立期間後の 42 年 5 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まではE事業所で、同日から 48 年 12 月 19 日まではC社で、それぞれ厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険加入記録は、事業所名は不明であるが、昭和 40 年 3 月 5 日から 42 年 2 月 25 日までの期間と、42 年 1 月 26 日から 44 年 10 月 31 日までの期間について確認でき、最初の雇用保険の被保険者資格の取得日とD事業所での厚生年金保険の資格取得日(昭和 40 年 3 月 5 日)が、2 度目の離職日の翌日とE事業所での厚生年金保険の資格喪失日がそれぞれ一致していることから、申立期間についてはD事業所又はE事業所に在籍していたと考えられる。なお、雇用保険の事業所番号はいずれもC社の事業所番号とは相違しており、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録は申立期間以後の厚生年金保険の加入記録と同じ期間となっている。

さらに、申立人の当時の義兄は、「申立期間は、D事業所の事業主が病気になり、同社が厚生年金保険の適用事業所として事業を継続できなくなった時期(昭和 41 年 9 月 14 日に適用事業所でなくなっている。)であり、自分がC社から溶接業務を請負い、自分が受け取ったC社からの報酬を、実弟や申立人等に賃金として支払っていた。その後、元請けのA社の役職者から同社の業務を行うため、会社を作って労働、社会保険等に参加するよう言われ、昭和 42

年2月21日にE事業所を設立し、その後、適用事業所となった同年5月1日に、一緒に仕事をしていた数人に厚生年金保険の被保険者資格を取得させた。申立期間は適用事業所になる以前であり、厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

加えて、申立期間ごろにD事業所に勤務し、E事業所の加入期間及びC社の資格取得日が申立人と同じである同僚は、「私は、昭和41年5月から42年ごろにE事業所に入社するまでD事業所で働いていたが、同事業所での厚生年金保険の加入記録は無い。申立人は、申立期間当時は、申立人の義兄やその兄弟とD事業所の仕事か、C社の下請けの仕事をしていたと思う。その後、私もE事業所に移り、申立人と一緒に働き、44年11月1日にC社に入社したときも申立人と一緒だった。」と供述している。

また、申立人に係るD事業所、E事業所及びC社の被保険者原票の厚生年金保険記号番号は同じであり、申立期間に別の記号番号が払い出された形跡は無く、申立ての事業所の担当者は、「申立期間に、申立人が当社で勤務していた記録は確認できない。」としており、ほかに、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月から23年3月まで

私は、申立期間にA事業所に勤務していた。

社会保険庁（当時）の記録は、この期間の厚生年金保険加入記録が無いとされており、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する職員名簿において、申立人の氏名、採用年月日及び月給が確認できることから、申立人が昭和21年3月1日から同事業所の正規職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録では、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年4月1日であり、それ以前に適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は同事業所の正規職員であったことから、申立人は申立期間については、同事業所が所属するB共済組合の組合員であったものと推測できるものの、同共済組合に係る退職給付の長期給付制度は昭和24年10月1日から開始とされているため、申立期間当時の同共済組合は、医療給付を中心とした短期給付制度のみであったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月16日から32年5月1日まで

私は、A社B工場に入社した時、同社から厚生年金保険の説明を受けていたので、在職中から同保険の制度を認識していた。

当時、申立事業所の同僚女性のほぼ100パーセントが結婚退職で、そのほとんどが脱退手当金を請求していた。

私は、申立事業所を退職する際、同じ勤労課に所属するCさんから、再三にわたり脱退手当金を請求するよう勧められたが、当時、脱退手当金を請求する場合、退職後6か月以内に婚姻の証明書を事業所に提出しなければならず、私は、婚姻の予定も無かったので断ったことを今でもはっきり覚えている。

また、申立事業所を退職直後に姉の住むD地に転居しており、脱退手当金の通知などは受けていないので、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を除く41人のうち32人に支給記録があり、このうち29人が被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人の供述どおり、申立事業所は、脱退手当金の代理請求を行っていたものと推認できる。

なお、申立人は、脱退手当金を請求する場合、退職後6か月以内に婚姻の証

明書を事業所に提出しなければならなかったと供述しているが、申立事業所で脱退手当金の支給記録のある同僚は、「確かに会社を退職後、婚姻の証明書を会社に提出したが、脱退手当金を請求するためではなく、会社から支給される結婚祝い金を受けるためだったと記憶している。」と供述している上、女性の被保険者が脱退手当金を請求する場合、婚姻や分娩を請求要件としていたのは、申立人が脱退手当金を請求した昭和32年より前の23年8月1日から29年4月30日までであったことから、申立人は、脱退手当金の請求を申立事業所が支給していた結婚祝い金と記憶違いをしている可能性がある。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年8月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、40年5月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 28 日から 39 年 7 月 17 日まで
② 昭和 43 年 9 月 30 日から 44 年 9 月 24 日まで
③ 昭和 58 年 5 月 1 日から 60 年 3 月 10 日まで
④ 平成 2 年 2 月 27 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社の本社から、昭和 38 年 5 月から 6 月ごろに、A社B事業所に転勤してその後一時退職して再び同社に就職したが、退職していた期間より長い期間、厚生年金保険が空白となっているので調査してほしい。

申立期間②については、C社のD工場に直営のトラックが 1 台あって、そのトラックを一人で運転していた。昭和 44 年 9 月 24 日まで働いていたのに厚生年金保険の加入記録が 43 年 9 月 30 日までとなっているので調査してほしい。

申立期間③については、E社に昭和 60 年 3 月 10 日ごろまで働いていたのに厚生年金保険の加入記録が 58 年 5 月 1 日までとなっているので調査してほしい。

申立期間④については、平成 2 年 2 月にF社に採用された後、2 か月ぐらいいしてから退職する同年 8 月末ごろまで、新工場の建設現場で重機を使って一人で法面の整形等の作業に従事していたのに、厚生年金保険の加入記録が同年 2 月 27 日までとなっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B事業所に勤務して、一度退職し、厚生年金保険に加入していない別の事業所に勤務後、再び申立事業所に勤務した。」と供述しているところ、申立事業所の本社が保管する「健康保険厚

生年金保険被保険者表（控）」に記載された申立人の申立事業所における1度目の厚生年金保険の資格喪失日は、オンライン記録と同じ昭和38年9月28日であることが確認できる。

また、採用から1度退職して別の事業所に勤め、再度申立事業所に就職するなど申立人と一緒に行動したとする同僚の被保険者表（控）に記載された1度目の資格喪失日も申立人と同日で、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立事業所が保管する雇用保険に関する記録によると、申立人及び前記の同僚共に、1度目の離職日及び2度目の資格取得日は、厚生年金保険における1度目の資格喪失日（昭和38年9月28日）及び2度目の資格取得日（昭和39年7月17日）とそれぞれ同日となっており、両者の記録は一致している。

- 2 申立期間②について、申立人の雇用保険における資格喪失日は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格喪失日（昭和43年9月30日）と一致している上、被保険者原票には健康保険証を回収したことを示す「証回収」の記載が確認できる。

また、申立事業所における勤務期間が申立人と重なる同僚11人に照会し回答があった9人のうち、7人は申立人のことを記憶しておらず、申立人を記憶しているとする2人からは、申立人の勤務期間について、具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立事業所は業種を変えて現存するものの、当時の事業主は既に亡くなっており、賃金台帳等の関係資料も処分されている。

- 3 申立期間③について、申立事業所が保管する申立人に係る賃金台帳には、雇入日は昭和58年2月1日、退職日は同年4月30日と記載されており、申立人の厚生年金保険及び雇用保険の記録と一致している。

また、申立人と勤務期間が重なる7人に照会したところ、5人は申立人のことを記憶しておらず、申立人を記憶しているとする2人からは、申立人の勤務期間について、具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立期間③当時、申立事業所で厚生年金保険事務を担当していた同僚は、「申立人は、厚生年金保険の加入記録のある昭和58年2月から同年4月まで勤務して退職した。」と供述しており、このことは賃金台帳の記録と一致する。

- 4 申立期間④について、申立人の申立事業所に係る雇用保険の資格喪失日は、オンライン記録により確認できる申立人の厚生年金保険の資格喪失日（平成2年2月27日）と一致している。

また、申立事業所における勤務期間が申立人と重なる同僚9人に照会し回答があった6人のうち、4人は申立人のことを記憶しておらず、申立人を記憶しているとする2人からも、申立人の勤務期間について、具体的な供述は

得られなかった。

さらに、申立事業所は平成12年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっており、給与事務を担当していた事業主の妻は賃金台帳等の書類は残っていないとしている。

- 5 これらのほか、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から32年4月1日まで

父は、申立期間において、A社が戦前設立したB社、C社の2社及びD社、E社いずれかに勤務していたと思う。また、父はC社では、社長に就任して昭和39年11月の倒産まで在籍したとの証言もある。申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いことに納得ができない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和20年8月31日から27年1月1日までについて、申立人は、E社が設立された昭和20年ごろから26年12月31日まで同事業所に勤務し、27年1月1日からC社に勤務していたことが、同僚の供述、及びE社で最後に被保険者資格を喪失した当該同僚を含む6人の被保険者資格喪失日が27年1月1日で、その6人が同日にC社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることから推認することができる。

しかしながら、E社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和23年8月1日であり、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業主欄に申立人の氏名が記載されており、被保険者の欄には氏名が無いことから、申立人はE社が適用事業所となった昭和23年8月1日から27年1月1日までの間は個人事業主のため厚生年金保険の被保険者となり得なかったことが確認でき、ほかに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間のうち、昭和27年1月1日から32年4月1日については、申立人がC社に昭和32年4月1日まで在職していたことを複数の同僚が供述し

ている上、商業登記簿により、申立人が26年12月27日にC社の取締役
に就任し、27年5月26日に代表取締役に就任していることが確認できる。

しかしながら、C社は既に適用事業所でなくなっており、貸金台帳等の
関係資料が無く、当時の経理責任者も既に亡くなっていることから、同事業所
の申立人に対する申立期間中の給与（報酬）の支払い及び給与（報酬）から
の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間以外に同事業所の代表取締役を務めていた者の代表取締
役を務めた期間と厚生年金保険の被保険者期間をみると、この二つの期間には
相関関係は見られず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和
32年4月1日となっていることは必ずしも不自然ではない。

さらに、C社の申立期間前の被保険者名簿も含め調査したところ、健康保
険被保険者証の番号に欠番は無く、被保険者名簿に申立人の氏名は確認でき
ない。

- 3 これらのほか、申立人が勤務したとするA社、B社及びD社については、
申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び
同僚等の供述は得られず、それぞれの事業所に係る被保険者名簿において申
立人の氏名は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に
判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金
保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな
い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 :① 昭和 51 年 3 月 26 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 51 年 12 月 29 日から 52 年 6 月 1 日まで

私は、大学を卒業してすぐに父親が経営するA社に入社し、その後、おじが経営する会社に出向したが、入社から現在に至るまで一貫して勤務していた。

申立期間①及び②当時は、給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確実で、実母が経理担当者であったので、後継者である私を社会保険に加入させないことはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の供述及び同僚の証言から、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所持している年金手帳の厚生年金保険の欄に「初めて被保険者となった日 昭和 51 年 8 月 1 日」と記載されているほか、申立人が大学の同級生と一緒に申立事業所に入社したとする同僚についても資格取得日が、オンライン記録で申立人と同じ昭和 51 年 8 月 1 日とされていることが確認できる。

また、当時の事業主及び経理担当者は死亡しており、同僚からも申立人の保険料控除についての供述は得られない。

さらに、オンライン記録によると、昭和 51 年 3 月から同年 7 月まで厚生年金保険被保険者資格を取得している者はおらず、申立人の資格取得日である同年 8 月 1 日に 5 人まとめて被保険者資格を取得させていたことが確認できる。

申立期間②については、同僚の供述から、申立人は、昭和 51 年 12 月末ごろに出向先から申立事業所に再入社したことが推認できる。

また、前述のとおり、当時の事業主及び経理担当者は死亡しており、同僚からも申立人の保険料控除についての供述は得られない。

さらに、オンライン記録によると、昭和51年12月から52年5月まで厚生年金保険被保険者資格を取得している者はおらず、申立人の資格取得日である同年6月1日に4人まとめて被保険者資格を取得させていたことが確認できる。

そのほか、申立期間①及び②を含めた期間、当該事業所で厚生年金保険被保険者記録が複数ある同僚に照会したところ、自身が記憶している入社日とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格の取得日に差異があり、入社日の約6か月後が資格取得日であることが確認できる。

以上のことから、当該事業所では、社員の入社日と同時には、厚生年金保険の加入手続を行わず、一定期間経過後、厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格取得日前後で整理番号の欠番は無く、申立人に係る同原票に記載されている厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立期間①及び②について、それぞれオンライン記録どおり「昭和51年8月1日」、「昭和52年6月1日」と記載されており、被保険者記録に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、それをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで
② 昭和 44 年 5 月 1 日から 47 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②当時、それぞれの事業所で正社員として雇用され、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①及び②の期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の証言から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚は、申立人が申立事業所で勤務していた時期及び期間については覚えていないとしている。

また、申立事業所は、昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、37 年 1 月 1 日から同年 4 月 30 日までは適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 12 月 1 日までの期間中に被保険者資格を取得したことが確認できる被保険者を調査したところ、当該名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無い。

2 申立期間②について、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同事業所の元取締役は、申立人が確かに勤務していたことを覚えているが、時期及び期間は覚えておらず、厚生年金保険の適用を社会保険事務所（当時）に届け出していないため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、申立期間②当時、申立事業所には代表取締役以下 5 人の役員がいたが、申立期間②を含む設立から廃業までの期間については、5 人とも厚生年

金保険被保険者記録は無い。

さらに、申立期間②における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。